

スーパー定期預金「夢叶プラス24」

令和8年5月1日現在

1. 商品名（愛称）	・スーパー定期預金「夢叶プラス24」																			
2. 販売対象	・法人、個人																			
3. 期 間	・定型方式…1年 ・自動継続のお取り扱いとなります ・お取扱期間は令和8年5月1日～令和8年9月30日となります																			
4. 預 入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位 (4) 満期（自動継続） 後のお取扱い	・一括預入 ・20万円以上 ・1円単位 ・1,000万円未満の場合はスーパー定期預金、1,000万円以上の場合は大口定期預金となります																			
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して払戻します																			
6. 利 息 (1) 適用金利	・スーパー定期預金の店頭表示金利+0.265%～0.440% <table><tr><th>充足項目数</th><th>上乗せ金利</th></tr><tr><td>1項目</td><td>0.265%</td></tr><tr><td>2項目</td><td>0.290%</td></tr><tr><td>3項目</td><td>0.315%</td></tr><tr><td>4項目</td><td>0.340%</td></tr><tr><td>5項目</td><td>0.365%</td></tr><tr><td>6項目</td><td>0.390%</td></tr><tr><td>7項目</td><td>0.415%</td></tr><tr><td>8項目以上</td><td>0.440%</td></tr></table> 以下の項目数に応じて、上表のとおり金利を上乗せします ① 給与振込 ② 年金受給 ③ 年金予約 ④ 100万円積金契約 ⑤ 公共料金口座振替契約2種目以上 ⑥ しんきんクレジットカード契約 ⑦ ゴールドカード・プラチナカード ⑧ 預金残高500万円以上 ⑨ 預金残高1,000万円以上 ⑩ 預金残高3,000万円以上 ⑪ 出資会員 ⑫ 消費者ローン契約 ⑬ 住宅ローン契約 ⑭ 法人会等会員 ⑮ 職域先		充足項目数	上乗せ金利	1項目	0.265%	2項目	0.290%	3項目	0.315%	4項目	0.340%	5項目	0.365%	6項目	0.390%	7項目	0.415%	8項目以上	0.440%
充足項目数	上乗せ金利																			
1項目	0.265%																			
2項目	0.290%																			
3項目	0.315%																			
4項目	0.340%																			
5項目	0.365%																			
6項目	0.390%																			
7項目	0.415%																			
8項目以上	0.440%																			
(2) 利払方法(頻度)	・自動継続後の利率について、1,000万円未満の場合はスーパー定期預金、1,000万円以上 の場合は大口定期預金の継続日における店頭表示の利率を適用します																			
(3) 計算方法	・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算																			
7. 税 金	・個人の利息には令和19年12月31日までの間にお受取りになる利息等には「復興特別所得 税」が課税されますので、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります																			

	(ただし、マル優をご利用の場合は除きます) ・法人は総合課税となります
8. 手数料	—
9. 付加できる特約事項	・個人の自動継続扱いのものは、「総合口座」の担保とすることができます (貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率) ・個人のものはマル優のお取り扱いができます
10. 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに支払います 6ヶ月未満の場合・・・解約日における普通預金の利率 6ヶ月以上1年未満の場合・・・約定利率×50%
11. 金利情報の入手方法	・金利は店頭備え付けのデジタルサイネージまたは窓口へご照会ください
12. 苦情処理措置 紛争解決措置	・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または事務部事務企画課（9時～17時、電話：0120-011-755（フリーダイヤル）または03-3603-0181（本部代表電話））にお申し出ください。 ・紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記事務部事務企画課または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。
13. その他参考となる事項	・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます）

以 上